

研究活動の不正防止に関する基本方針

平成 27 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

学長（最高管理責任者）

小田原短期大学（以下、本学という）は、法令その他本学の定める規則等を徹底・遵守し、責任ある研究活動を行うため、以下の規程を整備する。

学長（最高管理責任者）は、リーダーシップを発揮し、常に有効適切な体制整備を構築、維持するとともに、教職員が一層の法令遵守を図りつつ研究活動を行うとともに不正防止に取り組む。

1. 小田原短期大学 研究活動における行動規範に関する規程

本学の研究者が、研究活動を適正かつ有益に実施することが最も重要であり、そのための行動規範を定める。

2. 小田原短期大学 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

研究活動上の不正の防止のために、学内の責任体制を明確にする。

3. 小田原短期大学 研究活動の不正行為への対応に関する規程

不正の疑いが生じたときには、その告発に真摯に対処することとし、厳正な立場で調査を行いその結果を公表する。

4. 小田原短期大学 公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程

公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制については、より厳格に取り扱うことが重要であることから、このことに関する規程を制定する。